

川崎市市民館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																																												
○川崎市市民館条例 昭和47年条例第38号 (目的及び設置) 第1条 市民のために、実生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって市民の教養の向上を図るため、川崎市市民館（以下「市民館」という。）を設置する。 (名称及び位置) 第2条 市民館の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>川崎市幸市民館</td><td>川崎市幸区戸手本町1丁目11番地2</td></tr> <tr> <td>川崎市中原市民館</td><td>川崎市中原区新丸子東3丁目1,100番地12</td></tr> <tr> <td>川崎市高津市民館</td><td>川崎市高津区溝口1丁目4番1号</td></tr> <tr> <td>川崎市宮前市民館</td><td>川崎市宮前区宮前平2丁目20番地4</td></tr> <tr> <td>川崎市多摩市民館</td><td>川崎市多摩区登戸1,775番地1</td></tr> <tr> <td>川崎市麻生市民館</td><td>川崎市麻生区万福寺1丁目5番2号</td></tr> </table> 2 前項の市民館に次の分館を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>川崎市幸市民館日吉分館</td><td>川崎市幸区南加瀬1丁目7番17号</td></tr> <tr> <td>川崎市高津市民館橘分館</td><td>川崎市高津区久末2,012番地1</td></tr> <tr> <td>川崎市宮前市民館菅生分館</td><td>川崎市宮前区菅生5丁目4番11号</td></tr> </table>	名称	位置	川崎市幸市民館	川崎市幸区戸手本町1丁目11番地2	川崎市中原市民館	川崎市中原区新丸子東3丁目1,100番地12	川崎市高津市民館	川崎市高津区溝口1丁目4番1号	川崎市宮前市民館	川崎市宮前区宮前平2丁目20番地4	川崎市多摩市民館	川崎市多摩区登戸1,775番地1	川崎市麻生市民館	川崎市麻生区万福寺1丁目5番2号	名称	位置	川崎市幸市民館日吉分館	川崎市幸区南加瀬1丁目7番17号	川崎市高津市民館橘分館	川崎市高津区久末2,012番地1	川崎市宮前市民館菅生分館	川崎市宮前区菅生5丁目4番11号	○川崎市市民館条例 昭和47年条例第38号 (目的及び設置) 第1条 市民のために、実生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって市民の教養の向上を図るため、川崎市市民館（以下「市民館」という。）を設置する。 (名称及び位置) 第2条 市民館の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>川崎市幸市民館</td><td>川崎市幸区戸手本町1丁目11番地2</td></tr> <tr> <td>川崎市中原市民館</td><td>川崎市中原区新丸子東3丁目1,100番地12</td></tr> <tr> <td>川崎市高津市民館</td><td>川崎市高津区溝口1丁目4番1号</td></tr> <tr> <td>川崎市宮前市民館</td><td>川崎市宮前区宮前平2丁目20番地4</td></tr> <tr> <td>川崎市多摩市民館</td><td>川崎市多摩区登戸1,775番地1</td></tr> <tr> <td>川崎市麻生市民館</td><td>川崎市麻生区万福寺1丁目5番2号</td></tr> </table> 2 前項の市民館に次の分館を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>川崎市幸市民館日吉分館</td><td>川崎市幸区南加瀬1丁目7番17号</td></tr> <tr> <td>川崎市高津市民館橘分館</td><td>川崎市高津区久末2,012番地1</td></tr> <tr> <td>川崎市宮前市民館菅生分館</td><td>川崎市宮前区菅生5丁目4番11号</td></tr> </table>	名称	位置	川崎市幸市民館	川崎市幸区戸手本町1丁目11番地2	川崎市中原市民館	川崎市中原区新丸子東3丁目1,100番地12	川崎市高津市民館	川崎市高津区溝口1丁目4番1号	川崎市宮前市民館	川崎市宮前区宮前平2丁目20番地4	川崎市多摩市民館	川崎市多摩区登戸1,775番地1	川崎市麻生市民館	川崎市麻生区万福寺1丁目5番2号	名称	位置	川崎市幸市民館日吉分館	川崎市幸区南加瀬1丁目7番17号	川崎市高津市民館橘分館	川崎市高津区久末2,012番地1	川崎市宮前市民館菅生分館	川崎市宮前区菅生5丁目4番11号
名称	位置																																												
川崎市幸市民館	川崎市幸区戸手本町1丁目11番地2																																												
川崎市中原市民館	川崎市中原区新丸子東3丁目1,100番地12																																												
川崎市高津市民館	川崎市高津区溝口1丁目4番1号																																												
川崎市宮前市民館	川崎市宮前区宮前平2丁目20番地4																																												
川崎市多摩市民館	川崎市多摩区登戸1,775番地1																																												
川崎市麻生市民館	川崎市麻生区万福寺1丁目5番2号																																												
名称	位置																																												
川崎市幸市民館日吉分館	川崎市幸区南加瀬1丁目7番17号																																												
川崎市高津市民館橘分館	川崎市高津区久末2,012番地1																																												
川崎市宮前市民館菅生分館	川崎市宮前区菅生5丁目4番11号																																												
名称	位置																																												
川崎市幸市民館	川崎市幸区戸手本町1丁目11番地2																																												
川崎市中原市民館	川崎市中原区新丸子東3丁目1,100番地12																																												
川崎市高津市民館	川崎市高津区溝口1丁目4番1号																																												
川崎市宮前市民館	川崎市宮前区宮前平2丁目20番地4																																												
川崎市多摩市民館	川崎市多摩区登戸1,775番地1																																												
川崎市麻生市民館	川崎市麻生区万福寺1丁目5番2号																																												
名称	位置																																												
川崎市幸市民館日吉分館	川崎市幸区南加瀬1丁目7番17号																																												
川崎市高津市民館橘分館	川崎市高津区久末2,012番地1																																												
川崎市宮前市民館菅生分館	川崎市宮前区菅生5丁目4番11号																																												

改正後			改正前		
	川崎市麻生市民館岡上分館	川崎市麻生区岡上 3 丁目15番 5 号		川崎市麻生市民館岡上分館	川崎市麻生区岡上 3 丁目15番 5 号
第 3 条、第 4 条 略 (指定管理者)			第 3 条、第 4 条 略 (指定管理者)		
第 4 条の 2 教育委員会（以下「委員会」という。）は、法人その他の団体であって次の要件を満たすものとしてその指定するもの（以下「指定管理者」という。）に市民館（ <u>川崎市幸市民館、川崎市宮前市民館、川崎市幸市民館日吉分館及び川崎市宮前市民館菅生分館を除く。</u> 以下この条から第 4 条の 4 まで、第 4 条の 5 第 2 項及び第11条の 2 において同じ。）の管理を行わせる。			第 4 条の 2 教育委員会（以下「委員会」という。）は、法人その他の団体であって次の要件を満たすものとしてその指定するもの（以下「指定管理者」という。）に市民館（ <u>川崎市中原市民館、川崎市高津市民館及び川崎市高津市民館橘分館に限る。</u> 以下この条から第 4 条の 4 まで、第 4 条の 5 第 2 項及び第11条の 2 において同じ。）の管理を行わせる。		
(1) 市民館の管理を行うに当たり、市民の平等な利用が確保できること。			(1) 市民館の管理を行うに当たり、市民の平等な利用が確保できること。		
(2) 事業計画書の内容が、市民館の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。			(2) 事業計画書の内容が、市民館の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。		
(3) 事業計画書の内容に沿った市民館の管理を安定して行う能力を有すること。			(3) 事業計画書の内容に沿った市民館の管理を安定して行う能力を有すること。		
2 前項の指定を受けようとするものは、事業計画書その他委員会が必要と認める書類を委員会に提出しなければならない。			2 前項の指定を受けようとするものは、事業計画書その他委員会が必要と認める書類を委員会に提出しなければならない。		
3 委員会は、第 1 項の指定をしたときは、その旨を告示する。			3 委員会は、第 1 項の指定をしたときは、その旨を告示する。		
第 4 条の 3～第 1 0 条 略 (使用料)			第 4 条の 3～第 1 0 条 略 (使用料)		
第11条 利用者は、市民館（指定管理者が管理を行う市民館を除く。）の施設等の利用について、別表第 1 に定める使用料（設備については、同表に定める金額の範囲内において規則で定める使用料）を納付しなければならない。			第11条 利用者は、市民館（指定管理者が管理を行う市民館を除く。）の施設等の利用について、別表第 1 に定める使用料（設備については、同表に定める金額の範囲内において規則で定める使用料）を納付しなければならない。		
2 前項の使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。			2 前項の使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。		
(利用料金)			(利用料金)		
第11条の 2 利用者は、市民館の施設等の利用について、指定管理者に利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。			第11条の 2 利用者は、市民館の施設等の利用について、指定管理者に利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。		

改正後							改正前						
2 利用料金は、前払しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。							2 利用料金は、前払しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。						
3 利用料金の額は、別表第2に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。							3 利用料金の額は、別表第2に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。						
4 利用料金は、指定管理者の収入とする。							4 利用料金は、指定管理者の収入とする。						
第12条～第21条 略							第12条～第21条 略						
別表第1（第11条関係）							別表第1（第11条関係）						
1 施設使用料							1 施設使用料						
種別			金額				種別			金額			
			午前	午後	夜間	全日				午前	午後	夜間	全日
			9時～ 11時30分	0時30分～ 4時30分	5時30分～ 9時	9時～9時				9時～ 11時30分	0時30分～ 4時30分	5時30分～ 9時	9時～9時
ホール	大ホール	幸宮前	7,390円	9,850円	17,020円	34,260円	ホール	大ホール	幸宮前多摩麻生	7,390円	9,850円	17,020円	34,260円
	リハーサル室	幸	560円	1,230円	1,680円	3,470円		リハーサル室	幸多摩	560円 1,120円	1,230円 2,460円	1,680円 3,360円	3,470円 6,940円
種別			9時～12時	1時～5時	5時30分～9時	9時～9時	種別			9時～12時	1時～5時	5時30分～9時	9時～9時
会議室	大会議室	幸宮前	3,920円	5,480円	7,050円	16,450円	会議室	大会議室	幸宮前多摩麻生	3,920円	5,480円	7,050円	16,450円
	第1会議室	幸	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円		第1会議室	幸	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円
		宮前	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円			宮前多摩	1,230円 1,790円	1,790円 2,120円	2,240円 2,800円	5,260円 6,710円

改正後								改正前							
											麻生				
		第 2 会議室	幸	1, 230円	1, 790円	2, 240円	5, 260円			第 2 会議室	幸 麻生	1, 230円	1, 790円	2, 240円	5, 260円
			宮前	1, 790円	2, 120円	2, 800円	6, 710円				宮前	1, 790円	2, 120円	2, 800円	6, 710円
				多摩	890円	1, 000円	1, 340円				3, 230円				
		第 3 会議室	幸 宮前	1, 230円	1, 790円	2, 240円	5, 260円			第 3 会議室	幸 宮前 麻生	1, 230円	1, 790円	2, 240円	5, 260円
											多摩	890円	1, 000円	1, 340円	3, 230円
											第 4 会議室	幸 宮前	1, 230円	1, 790円	2, 240円
		宮前	2, 120円	2, 680円	3, 470円	8, 270円									
		麻生	1, 790円	2, 120円	2, 800円	6, 710円									
		第 5 会議室	多摩	1, 230円	1, 790円	2, 240円	5, 260円								
	第 6 会議室	多摩	1, 230円	1, 790円	2, 240円	5, 260円									
	集会室	菅生	1, 790円	2, 120円	2, 800円	6, 710円	集会室		菅生	1, 790円	2, 120円	2, 800円	6, 710円		
岡上								1, 230円	1, 790円	2, 240円	5, 260円				
教養室	音楽室	幸	2, 120円	2, 680円	3, 470円	8, 270円	教養室	音楽室	幸	2, 120円	2, 680円	3, 470円	8, 270円		
	和室	幸 宮前 日吉 菅生	1, 790円 670円 890円	2, 120円 780円 1, 000円	2, 800円 1, 120円 1, 340円	6, 710円 2, 570円 3, 230円		和室	幸 宮前 多摩 麻生	1, 790円 670円 890円	2, 120円 780円 1, 000円	2, 800円 1, 120円 1, 340円	6, 710円 2, 570円 3, 230円		
	料理室	幸 宮前	2, 120円	2, 680円	3, 470円	8, 270円		料理室	幸 宮前 多摩	2, 120円	2, 680円	3, 470円	8, 270円		

改正後							改正前						
									麻生				
		実習室	幸宮前	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円	実習室	幸宮前多摩麻生	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
			日吉	890円	1,000円	1,340円	3,230円		日吉	890円	1,000円	1,340円	3,230円
		視聴覚室	宮前	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円	視聴覚室	宮前多摩麻生	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円
		学習室	菅生	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	学習室	菅生	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
		第1学習室	日吉	890円	1,000円	1,340円	3,230円	第1学習室	岡上	890円	1,000円	1,340円	3,230円
									多摩	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
		第2学習室	日吉	890円	1,000円	1,340円	3,230円	第2学習室	日吉	890円	1,000円	1,340円	3,230円
									多摩	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
	第3学習室	日吉	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	第3学習室	日吉	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	
	第4学習室	日吉	890円	1,000円	1,340円	3,230円	第4学習室	日吉	890円	1,000円	1,340円	3,230円	
								茶華道室	岡上	890円	1,000円	1,340円	3,230円
	体育室		幸宮前	330円	560円	1,120円	2,010円	体育室	幸宮前多摩	330円	560円	1,120円	2,010円
						麻生	440円		780円	1,340円	2,560円		
						岡上	220円		330円	670円	1,220円		
備考 1 土曜日、日曜日及び休日に利用する場合は、規定使用料の2割を増徴する。							備考 1 土曜日、日曜日及び休日に利用する場合は、規定使用料の2割を増徴する。						
2 利用許可の時間を超えて利用する場合は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、その直							2 利用許可の時間を超えて利用する場合は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、その直						

改正後	改正前																													
前の利用時間区分における施設使用料の2割（1円未満の端数は、切り捨てる。）を増徴する。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の施設使用料は、無料とする。 3 大ホールの利用について入場料を徴収する場合は、次の表の入場料金の区分に従い、規定使用料に増徴の割合を乗じて得た額を増徴する。 <table><tr><th>入場料金</th><th>増徴の割合</th></tr><tr><td>1,000円未満</td><td>5割</td></tr><tr><td>1,000円以上3,000円未満</td><td>10割</td></tr><tr><td>3,000円以上</td><td>20割</td></tr></table> 2 設備使用料 <table><tr><th>単位</th><th>金額</th></tr><tr><td>1式、1台、1本、1列、1基、1枚、1個、1脚、1双、1張、1キロワットその他1単位 1回</td><td>5,600円</td></tr></table> 備考 1 本表においては、午前、午後及び夜間をそれぞれ1回として扱う。 2 利用許可の時間を超えて利用する場合は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、設備使用料の2割相当額を増徴する。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の設備使用料は、無料とする。	入場料金	増徴の割合	1,000円未満	5割	1,000円以上3,000円未満	10割	3,000円以上	20割	単位	金額	1式、1台、1本、1列、1基、1枚、1個、1脚、1双、1張、1キロワットその他1単位 1回	5,600円	前の利用時間区分における施設使用料の2割（1円未満の端数は、切り捨てる。）を増徴する。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の施設使用料は、無料とする。 3 大ホールの利用について入場料を徴収する場合は、次の表の入場料金の区分に従い、規定使用料に増徴の割合を乗じて得た額を増徴する。 <table><tr><th>入場料金</th><th>増徴の割合</th></tr><tr><td>1,000円未満</td><td>5割</td></tr><tr><td>1,000円以上3,000円未満</td><td>10割</td></tr><tr><td>3,000円以上</td><td>20割</td></tr></table> 2 設備使用料 <table><tr><th>種別</th><th>単位</th><th>金額</th></tr><tr><td>陶芸用電気窯</td><td>1台 1回</td><td>3,360円</td></tr><tr><td>その他附帯設備</td><td>1式、1台、1本、1列、1基、1枚、1個、1脚、1双、1張、1室、1キロワットその他1単位 1回</td><td>5,600円</td></tr></table> 備考 1 本表においては、午前、午後及び夜間をそれぞれ1回として扱う。 2 利用許可の時間を超えて利用する場合は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、設備使用料の2割相当額を増徴する。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の設備使用料は、無料とする。 3 前2項の規定は、陶芸用電気窯には、適用しない。	入場料金	増徴の割合	1,000円未満	5割	1,000円以上3,000円未満	10割	3,000円以上	20割	種別	単位	金額	陶芸用電気窯	1台 1回	3,360円	その他附帯設備	1式、1台、1本、1列、1基、1枚、1個、1脚、1双、1張、1室、1キロワットその他1単位 1回	5,600円
入場料金	増徴の割合																													
1,000円未満	5割																													
1,000円以上3,000円未満	10割																													
3,000円以上	20割																													
単位	金額																													
1式、1台、1本、1列、1基、1枚、1個、1脚、1双、1張、1キロワットその他1単位 1回	5,600円																													
入場料金	増徴の割合																													
1,000円未満	5割																													
1,000円以上3,000円未満	10割																													
3,000円以上	20割																													
種別	単位	金額																												
陶芸用電気窯	1台 1回	3,360円																												
その他附帯設備	1式、1台、1本、1列、1基、1枚、1個、1脚、1双、1張、1室、1キロワットその他1単位 1回	5,600円																												
別表第2（第11条の2関係）	別表第2（第11条の2関係）																													
1 施設利用料	1 施設利用料																													
<table><tr><th>種別</th><th>金額</th></tr></table>	種別	金額	<table><tr><th>種別</th><th>金額</th></tr></table>	種別	金額																									
種別	金額																													
種別	金額																													

改正後							改正前						
			午前	午後	夜間	全日				午前	午後	夜間	全日
			9 時～ 11 時 30 分	0 時 30 分～ 4 時 30 分	5 時 30 分～ 9 時	9 時～ 9 時				9 時～ 11 時 30 分	0 時 30 分～ 4 時 30 分	5 時 30 分～ 9 時	9 時～ 9 時
ホー ル	大ホール	中原	4, 140 円	6, 160 円	10, 190 円	20, 490 円	ホー ル	大ホール	中原	4, 140 円	6, 160 円	10, 190 円	20, 490 円
		高津 多摩 麻生	7, 390 円	9, 850 円	17, 020 円	34, 260 円			高津	7, 390 円	9, 850 円	17, 020 円	34, 260 円
		リハーサル 室	560 円	1, 230 円	1, 680 円	3, 470 円			高津	560 円	1, 230 円	1, 680 円	3, 470 円
		多摩	<u>1, 120 円</u>	<u>2, 460 円</u>	<u>3, 360 円</u>	<u>6, 940 円</u>							
		種別	9 時～12 時	1 時～ 5 時	5 時 30 分～ 9 時	9 時～ 9 時			種別	9 時～12 時	1 時～ 5 時	5 時 30 分～ 9 時	9 時～ 9 時
会 議 室	大会議室	高津 多摩 麻生	3, 920 円	5, 480 円	7, 050 円	16, 450 円	会 議 室	大会議室	高津	3, 920 円	5, 480 円	7, 050 円	16, 450 円
		中原 高津 多摩 麻生	1, 230 円	1, 790 円	2, 240 円	5, 260 円			中原 高津	1, 230 円	1, 790 円	2, 240 円	5, 260 円
	第 1 会議室	多摩 麻生	<u>1, 790 円</u>	<u>2, 120 円</u>	<u>2, 800 円</u>	<u>6, 710 円</u>		第 1 会議室					
		中原 高津 麻生	1, 230 円	1, 790 円	2, 240 円	5, 260 円			中原 高津	1, 230 円	1, 790 円	2, 240 円	5, 260 円
		多摩	<u>890 円</u>	<u>1, 000 円</u>	<u>1, 340 円</u>	<u>3, 230 円</u>							
	第 2 会議室	中原 高津 麻生	1, 230 円	1, 790 円	2, 240 円	5, 260 円		第 2 会議室	中原 高津	1, 230 円	1, 790 円	2, 240 円	5, 260 円
		多摩	<u>890 円</u>	<u>1, 000 円</u>	<u>1, 340 円</u>	<u>3, 230 円</u>							
		中原 麻生	1, 230 円	1, 790 円	2, 240 円	5, 260 円		第 3 会議室	中原	1, 230 円	1, 790 円	2, 240 円	5, 260 円
	第 3 会議室	高津	1, 790 円	2, 120 円	2, 800 円	6, 710 円			高津	1, 790 円	2, 120 円	2, 800 円	6, 710 円
		多摩	<u>890 円</u>	<u>1, 000 円</u>	<u>1, 340 円</u>	<u>3, 230 円</u>							
	第 4 会議室	中原	1, 230 円	1, 790 円	2, 240 円	5, 260 円		第 4 会議室	中原	1, 230 円	1, 790 円	2, 240 円	5, 260 円

改正後								改正前							
教養室			多摩												
			高津 麻生	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円				高津	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
		第5会議室	中原 多摩	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円		第5会議室		中原	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
			高津	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円				高津	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
		第6会議室	中原 高津	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円		第6会議室		中原 高津	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
			多摩	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円								
		集会室	岡上	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円								
	教養室	音楽室	中原	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円		教養室	音楽室	中原	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円
		第1音楽室	高津	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円				高津	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円
		第2音楽室	高津	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円				高津	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
		和室	中原 高津 多摩 麻生	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円			和室	中原 高津	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
			橘	670円	780円	1,120円	2,570円				橘	670円	780円	1,120円	2,570円
		料理室	中原 高津 多摩 麻生	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円			料理室	中原 高津	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円
		実習室	中原 高津 多摩 麻生	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円		実習室		中原 高津	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
			橘	890円	1,000円	1,340円	3,230円				橘	890円	1,000円	1,340円	3,230円

改正後								改正前									
		視聴覚室	中原 高津 多摩 麻生	2, 120円	2, 680円	3, 470円	8, 270円			視聴覚室	中原 高津	2, 120円	2, 680円	3, 470円	8, 270円		
		学習室	岡上	890円	1, 000円	1, 340円	3, 230円										
		第 1 学習室	多摩	1, 230円	1, 790円	2, 240円	5, 260円			第 1 学習室	橘	670円	780円	1, 120円	2, 570円		
			橘	670円	780円	1, 120円	2, 570円				橘	890円	1, 000円	1, 340円	3, 230円		
		第 2 学習室	多摩	1, 230円	1, 790円	2, 240円	5, 260円			第 2 学習室	橘	890円	1, 000円	1, 340円	3, 230円		
			橘	890円	1, 000円	1, 340円	3, 230円				橘	890円	1, 000円	1, 340円	3, 230円		
		第 3 学習室	橘	890円	1, 000円	1, 340円	3, 230円			第 3 学習室	橘	890円	1, 000円	1, 340円	3, 230円		
		第 4 学習室	橘	890円	1, 000円	1, 340円	3, 230円			第 4 学習室	橘	890円	1, 000円	1, 340円	3, 230円		
		茶華道室	岡上	890円	1, 000円	1, 340円	3, 230円										
		体育室	中原 高津 麻生	440円	780円	1, 340円	2, 560円			体育室	中原 高津	440円	780円	1, 340円	2, 560円		
			多摩	330円	560円	1, 120円	2, 010円										
			岡上	220円	330円	670円	1, 220円										
備考 1 土曜日、日曜日及び休日に利用する場合の施設利用料の額は、規定利用料の 2 割増相当額とする。								備考 1 土曜日、日曜日及び休日に利用する場合の施設利用料の額は、規定利用料の 2 割増相当額とする。									
備考 2 利用許可の時間を超えて利用する場合の施設利用料の額は、超過時間 1 時間（30分未満は切り捨て、30分以上は 1 時間とする。）につき、その直前の利用時間区分における施設利用料の 2 割相当額（1 円未満の端数は、切り捨てる。）とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該 2 区分を引き続き利用する場合の中間時間の施設利用料は、無料とする。								備考 2 利用許可の時間を超えて利用する場合の施設利用料の額は、超過時間 1 時間（30分未満は切り捨て、30分以上は 1 時間とする。）につき、その直前の利用時間区分における施設利用料の 2 割相当額（1 円未満の端数は、切り捨てる。）とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該 2 区分を引き続き利用する場合の中間時間の施設利用料は、無料とする。									
備考 3 大ホールの利用について入場料を徴収する場合の施設利用料の額は、次の表の入場料金の区分に従い、規定利用料に増額の割合を乗じて得た額を、施設利用料に加えた額とする。								備考 3 大ホールの利用について入場料を徴収する場合の施設利用料の額は、次の表の入場料金の区分に従い、規定利用料に増額の割合を乗じて得た額を、施設利用料に加えた額とする。									

改正後		
入場料金	増額の割合	
1,000円未満	5割	
1,000円以上3,000円未満	10割	
3,000円以上	20割	
4 大ホール（川崎市高津市民館に限る。）を見本市、商品展示会 その他これらに類する催物に利用する場合の施設利用料の額は、 大ホールの規定利用料の9倍相当額を加算した額とする。この場 合において、前項の規定は、適用しない。		
2 設備利用料		
種別	単位	金額
陶芸用電気窯	1台 1回	3,360円
その他附帯設備	1式、1台、1本、1列、1基、1枚、 1個、1脚、1双、1張、 <u>1室</u> 、1キロ ワットその他1単位 1回	5,600円
備考 1 本表においては、午前、午後及び夜間をそれぞれ1回として扱 う。		
2 利用許可の時間を超えて利用する場合の設備利用料の額は、超 過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。） につき、設備利用料の2割相当額とする。ただし、午前と午後又 は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の 設備利用料は、無料とする。		
3 前2項の規定は、陶芸用電気窯には、適用しない。		

改正前		
入場料金	増額の割合	
1,000円未満	5割	
1,000円以上3,000円未満	10割	
3,000円以上	20割	
4 大ホール（川崎市高津市民館に限る。）を見本市、商品展示会 その他これらに類する催物に利用する場合の施設利用料の額は、 大ホールの規定利用料の9倍相当額を加算した額とする。この場 合において、前項の規定は、適用しない。		
2 設備利用料		
種別	単位	金額
陶芸用電気窯	1台 1回	3,360円
その他附帯設備	1式、1台、1本、1列、1基、1枚、1 個、1脚、1双、1張、1キロワットその 他1単位 1回	5,600円
備考 1 本表においては、午前、午後及び夜間をそれぞれ1回として扱 う。		
2 利用許可の時間を超えて利用する場合の設備利用料の額は、超 過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。） につき、設備利用料の2割相当額とする。ただし、午前と午後又 は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の 設備利用料は、無料とする。		
3 前2項の規定は、陶芸用電気窯には、適用しない。		